

講義ユニット名	法医学		所属科目名	社会医学
講義ユニット 責任者	ながお まさたか 長尾 正崇	所属	法医学 (内線 5170 )	
		メール	nagao@hiroshima-u.ac.jp	
講義ユニット コーディネーター	ながお まさたか 長尾 正崇	所属	法医学 (内線 5170 )	
		メール	nagao@hiroshima-u.ac.jp	
授業方法	講義形式で板書を多用する。血液型・法中毒学領域では実習室での実習、法医病理学領域では学生を8グループに分け、各グループに症例を割り当てた上でcase presentationを行い、各症例の法医診断を発表する。各グループはあらかじめレジメを作成し、配布しておくこと。なお、症例は全て実際の司法解剖事例であるので、資料の閲覧は法医学研究室で行い、資料の持ち出し・コピーは厳禁する。			
概要	<p>「社会医学」では、衛生学・公衆衛生学・法医学の三研究室が、それぞれの分担部分を講義し、演習および実習を行う。法医学は、医と法との多数の接点において、医学的見地からこれらに対し公正に判断を下し、基本的人権を擁護するなかで、民主的法治国家の安全に寄与していく学問であり、臨床医学の進歩、および社会制度の変遷にとともにその対象範囲を拡張し、新たな問題点を発掘し、これらの問題に積極的に関わり得られた新知見を基に新たな科学的な提言を行っていくことが求められている。すなわち、法医学が健全に機能している社会こそが民主主義国家である。社会医学としての法医学の重要性を認識した上で、法医学を基礎的理論と応用医学的側面の両面より学び、医師としての実際的な活動に直ちに適用し得る知識の習得を目標とする。また、医師の基礎的教養である法医学の知識を習得することを目標とする。具体的には死亡診断書を適切に作成し得る知識の習得を目標とする。講義では各領域の専門家に講義を依頼し、最新の知見の教授を行う。</p>			
講義ユニットの 到達目標	<p>         医師の法的義務を列挙し、例示できる。          医師法と医療法を概説できる。          医療関連法規に定められた医師の義務を列挙できる。          医師法と医療法以外の医療関係法規を概説できる。          異状死について説明できる。          異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる。          死亡診断書と死体検案書を作成できる          個人識別の方法を説明できる。          病理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる。          死の概念と定義や生物学的な個体の死を説明できる。          植物状態と脳死の違いを説明できる。          脳死判定について説明できる。          死後変化を説明できる。          内因死と外因死の違いを説明できる。          外因死の種類を列挙し、内容を説明できる。          中毒と環境要因によって生じる疾患の症候を概説できる。          中毒患者の検査と起因物質の分析を概説できる。          細菌性食中毒の病因、症候と治療を説明できる。          急性アルコール中毒の症候、診断と治療を説明できる。          一酸化炭素中毒の発生機序、症候、診断と治療法を説明できる。          有機リン剤、有機塩素剤と有機溶剤による中毒の機序、診断と治療を説明できる。          睡眠薬、向精神薬と解熱・鎮痛薬による中毒の診断と治療を説明できる。          麻薬・覚醒剤中毒の症候、依存、離脱症状と治療を説明できる。          重金属中毒を概説できる。          フグとキノコ中毒を概説できる。          小児の精神運動発達および心身相関を説明できる。          小児の栄養上の問題点を列挙できる。          小児の免疫発達と感染症の関係を概説できる。          小児保健における予防接種の意義と内容を説明できる。          成長に関わる主な異常（小児心身症を含む）を列挙できる。          児童虐待を概説できる。          小児の診断法と治療法における特徴を概説できる。       </p>			

	小児行動異常（注意欠陥多動障害<ADHD>、自閉症、学習障害、チック障害）を 列挙できる。
講義日程	別紙日程表を参照のこと
出席の取り扱い	広島大学医学部細則第14条4に基づき、授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は試験（本試験、追試験とも）の受験を認めない。ただし、所定の手続きを経て欠席した場合で、その欠席がやむを得ない事由によるものと認められるときは、担当教員の判断によるものとする。
評価項目	到達目標の達成度 （基本的理解と知識の応用）
評価法	MCQ形式にて試験を行う。 本試験における合格基準点は60点とする。ただし、素点にレポート等で加点する場合もある。 【重要事項】 1. 「社会医学」の単位取得には、衛生学・公衆衛生学・法医学のすべての科目を取得することが必要となる。 2. したがって、「社会医学」の単位が取得できず留年となった場合、翌年度に衛生学・公衆衛生学・法医学のすべての科目を再度取得することが必要である。 3. 科目ごとに設定された取得条件（「出席」「試験」「実習」に関する条件）に十分に留意して履修すること。
履修上の注意 アドバイス	講義後に該当項目を教科書等で再確認し、知識の定着を図ること。 受講者に対しては、積極的に講義に参画し、講義中に疑問点の残らないように努めることを希望する。
推奨参考書	NEWエッセンシャル法医学（医歯薬出版） 長尾正崇，高取健彦，岩佐峰雄．法医学の立場からみた「臓器の移植に関する法律」の問題点．現代医学 49：29-32，2001. Nagao M, Takatori T, Maeno Y, Isobe I, Koyama H, Tsuchimochi T. Development of forensic diagnosis of acute sarin poisoning. Legal Med 5: S34-S40, 2003. 長尾正崇 法医学からみた児童虐待．小児科 45：2213-2219，2004.